

「令和8年熊本地震」に伴う

海技免状・操縦免許証等の弾力的な運用について

今般の地震により、長期的な影響が生じられることから、災害救助法が適用される市町村に住所地を有する者及びその他やむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます。

1. 弾力措置の適用対象者及び適用期間

【適用対象者】

- ① 今般災害救助法が適用されている市町村に住所地を有する者
 - ・住民票の写し、運転免許証その他の住所地を確認できる書類等を提示いただき確認させていただきます。
 - 参照：内閣府報道発表「災害救助法の適用状況」
(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)
- ② その他やむを得ない事情がある者
 - ・やむを得ない事情を記載した書類（別添：理由書）を提出いただき確認させていただきます。
 - ※理由書には可能な限り客観的記録を添付し、具体的に記載してください。
 - 記載が不十分な場合、適用対象者と見做すことができない場合があります。

【適用期間】

- ・当分の間（2.（2）を除く）

2. 弾力措置の内容

（1）海技免許又は操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内に行わなければならないところ、1年を超えていても申請可能とします。

（2）海技免状又は操縦免許証の更新申請

- ① 令和8年7月28日から令和8年12月27日までの間に、海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間（5年間）が満了する者について、海技免状等の有効期間を令和8年12月28日まで延長します。
- ただし、今後、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措

置に関する法律（平成8年法律第 85 号）第3条第2項に基づく告示により別途有効期間を定める場合は、当該告示によるところとします。

- ② 令和8年7月 29 日以降、更新講習により海技免状等の更新を行おうとする者であって、令和8年4月 29 日以降に更新講習を修了したものについては、当該更新講習の修了を有効とし、本来の有効期間内に更新講習を修了できなかったものについては、更新講習の受講を認めるとともに本来の有効期間満了日に更新講習を修了したものとしみなします。

（３）海技免状又は操縦免許証の再交付申請

- ① 海技免状等の失効再交付申請において、令和8年4月 29 日以降に修了している海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は有効なものとし
ます。
- ② 海技免状等の滅失再交付申請において、海技免状等を滅失してはいないが、自宅等に保管しており、取りに戻れない者等についても、本人確認のうえ、滅失再交付として申請可能とします。なお、自宅等に保管している海技免状等は、後日返納をお願いします。

（４）海技試験の申請

令和8年7月定期海技試験に受験申請した者のうち、震災の影響により受験することができなかった試験（口述試験）がある旨の申し出を受けたときは、添付書類を含む申請書類一式を返却させていただきます。

返却のために「送付先を記入した返信用封筒（レターパックプラス）」が必要ですのでご提出いただきますようお願いいたします。

なお、返却された受験票（写真は再使用可能です。）及び海技試験申請書（第 10 号様式）を除く申請書類は、受験できなかった試験の開始期日（令和8年7月1日）から起算して1年以内に行われる試験（令和8年10月、令和9年2月、令和9年4月の定期海技試験）において、1回に限り有効なものとして使用できるものとします。（例：手数料納付書（再使用可能の証明有）、筆記試験科目免除証明書等）

（５）乗組み基準の特例許可の申請

大型船舶を一時的に係留して被災者の方々の入浴・宿泊等に用いる場合、乗組み基準の特例許可の申請手続きについて、電話等をいただければ、早急に許可を行います。

※詳細につきましては、最寄りの運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

九州運輸局海上安全環境部海技資格課

電話：092-472-3176

MAIL：gst-kaigishikaku@ki.mlit.go.jp

(様式)

理 由 書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 生年月日 _____
 本 籍 地 _____
 現 住 所 _____
 電話番号 _____
 署 名 _____
 お名前フリガナ _____

下記①について「令和８年熊本地震」に伴う海技免状・操縦免許証等の弾力的な運用を適用したいため、下記②のとおりやむを得ない事情を記載し、理由書を提出いたします。

記

①	弾力措置の内容 ※ 該当する項目に 「○」を記載	(１) 海技免許又は操縦免許の申請 (２) 海技免状又は操縦免許証の更新申請 (３) 海技免状又は操縦免許証の再交付申請 (４) 海技試験の申請 (５) 乗り組み基準の特例許可の申請
②	やむを得ない事情	

※ 公共交通機関の運休や道路の通行止めについては、地震等の予見できない災害が発生した場合に限ります。

※ 可能な限り客観的記録を添付し、具体的に記載してください。記載が不十分な場合や、理由によっては、やむを得ない事情ではないと判断する場合があります。

(記載例)

理 由 書

令和 8 年 7 月 3 1 日

国土交通大臣 殿

申請者 生年月日 平成 1 1 年 1 1 月 1 1 日
本 籍 地 熊本県
現 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1
電話番号 090-1234-5678
署 名 九州 航 ※自署して下さい
お名前フリガナ キュウシュウ ワタル

下記①について「令和 8 年熊本地震」に伴う海技免状・操縦免許証等の弾力的な運用を適用したいため、下記②のとおりやむを得ない事情を記載し、理由書を提出いたします。

記

②	弾力措置の内容 ※該当する項目に「○」を記載	(1) 海技免許又は操縦免許の申請 (2) 海技免状又は操縦免許証の更新申請 (3) 海技免状又は操縦免許証の再交付申請 (4) 海技試験の申請（試験種別・受験番号をご記載ください。） (5) 乗り組み基準の特例許可の申請
②	やむを得ない事情	●例文 1 添付写真のとおり自宅が倒壊し、避難をしたため、申請・受験することができなかった。（4 級航海・1 5 0 0） ●例文 2 今回の地震の影響で公共交通機関が運休・○～○の区間道路が通行止めとなり、申請・受験することができなかった。（4 級航海・1 5 0 0）

※ 公共交通機関の運休や道路の通行止めについては、地震等の予見できない災害が発生した場合に限ります。

※ 可能な限り客観的記録を添付し、具体的に記載してください。記載が不十分な場合や、理由によっては、やむを得ない事情ではないと判断する場合があります。